

岐阜県公報

第 三 千 十 号
平成三十年十二月二十八日
(金曜日)

目次

規 則

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(職員厚生課) 八一七^{ページ}
○岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則
(環境管理課) 八一八

告 示

○有害興行の指定
(私学振興・青少年課) 八一八
○知事指定薬物の指定の失効
(薬務水道課) 八一八
○道路の区域変更
(道路維持課) 八一九

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
(選挙管理委員会) 八二〇
○岐阜県選挙執行規程の一部改正
(同) 八二二
○個人演説会等を開催することができる施設の指定等
(同) 八二三
○訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表
(同) 八二三

公 示

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
(商業・金融課) 八二三
○県営土地改良事業計画の決定
(農地整備課) 八二三
○県営土地改良事業の変更計画の決定
(同) 八二三
○土岐都市計画の図書の縦覧
(都市政策課) 八二四
○土地改良区役員の退任及び就任
(西濃農林事務所) 八二四

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ならない」の下に「。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする」を加える。

第四条中「きいて」を「聴いて」に、「行ない」を「行い」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の職及び氏名
- 二 被災職員の氏名
- 三 傷病名
- 四 災害発生年月日

五 公務上の災害又は通勤により生じた災害でないと認定した理由

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示)

第二十五条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第一号様式別紙中「休業補償を」と「、休業補償を」を「60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹」を「60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹」を「上記の順序」を「、上記の順序」に改め、同様式(注意事項)中「2年間」を「2年間(傷病補償併給)」に改める。

別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「(第26条関係)」を「(第27条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百二号

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改める。

別表一の項第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第二項」を「第三十四条第一項」に改め、同項第二号中「第七条」を「第十六条」に改め、同項第三号中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百五十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 別	題 名	等 級	配 給 会 社 名 称	等 級
映 画	痴漢電車 食い込み夢(ドリーム)マッチ		オーピー映画	
	スナックあけみ 濡れた後には福来たる		オーピー映画	
	むっちり村ち入り 桃色忠臣蔵		オーピー映画	
	悶絶恋愛日記 濡れ濡れ三姉妹		新 東 宝 映 画	
	ライント・プラス 郵便屋[HDリマスター版] (原題) FERMO POSTA TINTO BRASS		AMGエンタテインメント(イタリヤ)	
	ライント・プラス 背徳小説[HDリマスター版] (原題) L' UOMO CHE GUARDA(THE VOYEUR)		AMGエンタテインメント(イタリヤ)	

2 指定年月日

平成30年12月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失つので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 ニ・(ニ・(四 エチル ニ・五 ジメトキシフェニル) エチル) アミノ
メチル) フェノール及びその塩類 (通称ニ・五 E NBOH、ニ・C E NBOH
2 ニ・(ニ・(ニ・ビビリジニル) シクロヘキシル) フェノール及びその塩類 (通
称ニ・H O P C P、ニ・O H P C P、ニ・H y d r o x y P C P
3 キノリン、ハ イ ル、ニ・ペンチル、ニ・H インダゾール、ニ・カルボキシライ
ト及びその塩類 (通称N P B、ニ・)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成三十年十二月二十九日

岐阜県告示第六百五十四号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路
維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
		高山市山田町一六七六番 二〇地先から 同 市同 町一六六九番 一 地先まで	前 A	二・〇 一・五	五・〇	

一般
国道
号
百五十八

高山市山田町一六七六番
二〇地先から
同 市同 町一六六九番
一 地先まで
高山市山田町一三〇〇番
同 市下林町一四四番
三 地先まで

後 A

二・〇 一・五	五・〇
〇・〇 四・八	八・〇

岐阜県告示第六百五十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路
維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
一般 国道 号 百五十八		高山市丹生川町旗鈴字赤 ソブ一〇八六番一 地先か ら 同 市同 町一〇八七番一 地先ま で	前	八・五 二・七	七・八	
			後	六・〇 三・七	七・八	

岐阜県告示第六百五十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				前	後			
上高 宝 山 線			高山市上宝町鼠餅字トヤ内 一三八五番一九地先地	五・七 六・三	五・九 七・八	一五・四		

岐阜県告示第六百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				前	後			
南岐 濃 阜 線			羽島市正木町曲利字中区 一二八番一地先から 同 市 同 町 同 字 同 二二七番一地先まで	一三・〇 一三・三	一六・〇 一七・九	二九・五		

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成30年12月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,682,776人
- 2 総数の50分の1の数
33,656人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
310,347人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数
310,347人

選挙区名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	339,189	113,063
大 垣 市	147,734	49,245

高 山 市	75,298	25,100
多 治 見 市	93,480	31,160
関 市	73,281	24,427
中 津 川 市	65,603	21,868
美 濃 市	17,641	5,881
瑞 浪 市	31,350	10,450
羽 島 市	55,799	18,600
恵 那 市	42,496	14,166
美 濃 加 茂 市	42,447	14,149
土 岐 市	48,668	16,223
各 務 原 市	121,250	40,417
可 児 市	94,989	31,663
山 県 市	23,082	7,694
瑞 穂 市	42,394	14,132
飛 騨 市	20,930	6,977
本 巣 市	42,940	14,314
郡 上 市	35,522	11,841
下 田 市	27,890	9,297
海 津 市	29,482	9,828
羽 島 郡	39,011	13,004
養 老 郡	24,557	8,186

不 破 郡	28,569	9,523
坂 八 郡	20,032	6,678
掛 張 郡	57,089	19,030
加 茂 郡	42,053	14,018

岐阜県選挙管理委員会告示第三十四号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

別表中

関 市選挙区	関 市 役 所
中 津 川 市選挙区	中 津 川 市 役 所
美 濃 市選挙区	美 濃 市 役 所

を

関市・美濃市選挙区	関 市 役 所
中 津 川 市選挙区	中 津 川 市 役 所

に

改める。

附 則

1 この規程は、平成三十年十二月二十八日から施行する。

2 この規程による改正後の岐阜県選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される岐阜県議会議員の一般選挙から適用する。

岐阜県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
関 市	関市帖之瀬ふれあいセンター大会議室	関市小瀬153番地	90人
	関市富岡ふれあいセンター多目的ホール	関市市平賀506番地 1	60人
	垂井町東地区まちづくりセンター 大会議室 議義室 和室 1 和室 2	不破郡垂井町綾戸 901 番地 の 1	60人 35人 30人 30人
垂 井 町	垂井町宮代地区まちづくりセンター 大会議室 議義室 研修室 1 研修室 2	不破郡垂井町宮代 664 番地 の 4	60人 20人 15人 15人
	垂井町表佐地区まちづくりセンター 大会議室 研修室 1 研修室 2 研修室 3 議義室	不破郡垂井町表佐 1723 番地 の 1	90人 30人 30人 30人 30人 30人

垂井町栗原地区まちづくりセンター 大会議室 議義室 第一会議室 第二会議室 和室 1 和室 2	不破郡垂井町栗原1075番地	50人 30人 30人 30人 20人 20人
垂井町若手地区まちづくりセンター 大会議室 議義室 和室 1 和室 2 和室 3	不破郡垂井町若手608番地 の 2	60人 20人 30人 30人 30人 30人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
関 市	関市西切公民センター	関市栄町 3 丁目 4 番 1 号
	関市中部公民センター	関市住吉町19番地

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその旨を公表する。

平成三十年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

同	山田敏治	大垣市南市橋町	一六四番地二
同	立川晴義	安八郡神戸町大字下宮一七八八番地	
同	川瀬真	大字中沢	六〇七番地
同	鈴木豊	大字前田	一一三番地
監事	清水義彦	大字西保一五八六番地	
同	大場尊美	大字和泉七九三番地の二	
同	布施紀信	大字加納	二六四番地

平成三十年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社